

観国観第 39 号
令和 6 年 5 月 28 日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁国際観光部国際観光課長

「通訳案内士による信用失墜行為の防止について」の廃止について

標記について、国土交通省物流・自動車局旅客課長より「通訳案内士による自家用車を用いた通訳案内行為について（令和 6 年 5 月 22 日付け国自旅第 85 号）」が発出されたことを受け、「通訳案内士による信用失墜行為の防止について（平成 29 年 8 月 21 日付け観観資第 169 号）」を廃止するので、了知の上、対応されるとともに、関係者へ周知されたい。

なお、全国通訳案内士及び地域通訳案内士は、信用又は品位を害するような行為をしてはならない（通訳案内士法第 32 条及び第 59 条）と規定しているところ、各都道府県等は引き続き信用又は品位を害するような行為を行わないよう指導を徹底するなど、厳正に対処されたい。